

令和2年度 第1回鳥栖市障害者福祉計画 及び鳥栖市障害福祉計画等策定委員会

日時： 令和2年8月24日（月）13時30分

場所： 鳥栖市役所 2階第2会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 会長・副会長の選出
- 5 議 題
 - 1) 鳥栖市障害者福祉計画及び鳥栖市障害福祉計画等の策定について P 1
 - ・ 計画策定の趣旨
 - ・ 計画の位置づけ
 - ・ 計画の期間
 - ・ 計画の策定体制
 - 2) 第5期鳥栖市障害者福祉計画策定の方向性について P 6
 - ・ 国の計画との整合性
 - ・ 第4期鳥栖市障害者福祉計画の取組状況
 - 3) 第6期鳥栖市障害福祉計画等策定について P 7
 - ・ 国の基本指針
- 6 第5期鳥栖市障害者福祉計画及び第6期鳥栖市障害福祉計画等の策定スケジュール（案）について P 8
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

計画策定の趣旨

●第5期鳥栖市障害者福祉計画

本市が行う障害者の状況等を踏まえ、本市における障害者のための施策に関する基本的な計画

計画策定の趣旨

鳥栖市障害者福祉計画は、市における障害者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障害のある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる基本計画です。

第5期鳥栖市障害者福祉計画は、令和8年度を最終目標年次とし地域の特徴や実情に即してサービスを整備することで、本市における障害者施策の一層の充実を図るために策定するものです。

○障害者基本法（抜粋）

第11条 1～2 略

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者等の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画という。」）を策定しなければならない。

●第6期鳥栖市障害福祉計画及び第2期鳥栖市障害児福祉計画

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国が示す基本指針に沿って、障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の体制と確保に関する計画の策定を義務付けられています。

計画策定の趣旨

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者福祉計画の中の「生活支援」に係る障害福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す実施計画的なものとして、成果目標を掲げて3年を1期として策定する計画です。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は、令和5年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定し、本市における障害者施策の一層の充実を図るために策定するものです。

○障害者総合支援法（抜粋）（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2～4 略

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

○児童福祉法（抜粋）（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

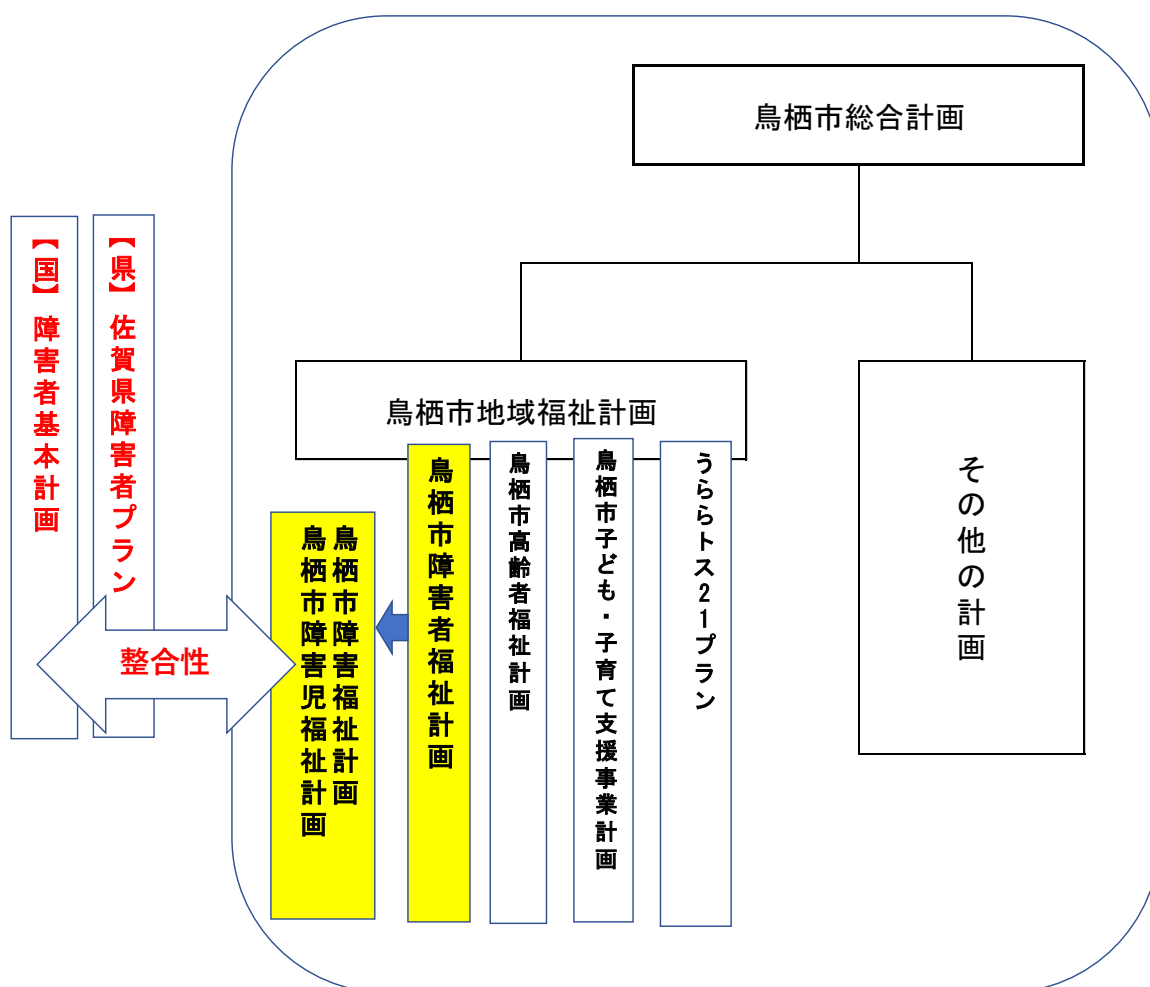
5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、一中略— 市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

計画の位置づけ

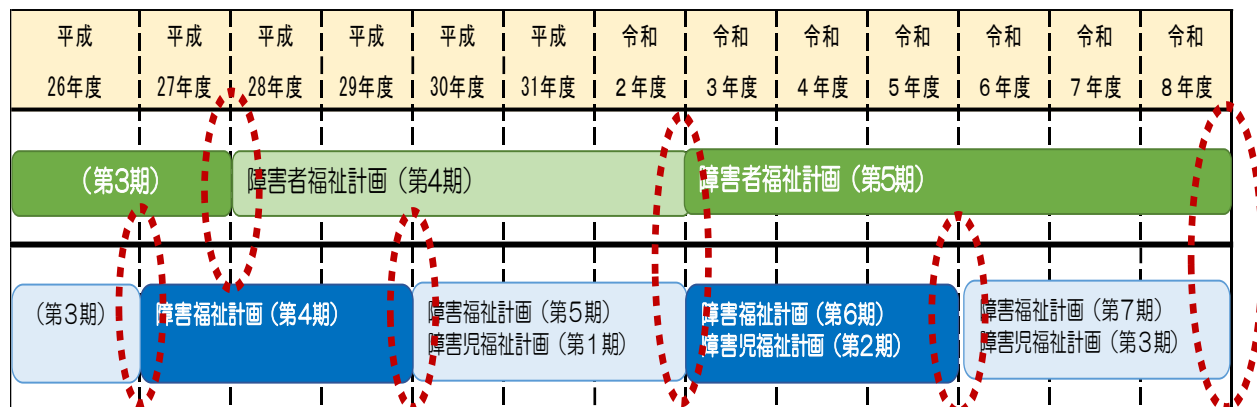
【資料2参照】

本計画は、上位計画である「鳥栖市総合計画」や「鳥栖市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



計画の期間

本計画のうち、障害者福祉計画は令和3年度から令和8年度までの6か年計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3か年計画とします。



計画の策定体制

【資料3参照】

(1) 策定委員会等の設置

本計画の策定を行うにあたり、福祉、保健、建設、就労、教育などの庁内関係部門で構成する「鳥栖市障害者福祉推進会議」及び有識者、保健医療団体、障害者団体、福祉施設、公的機関の関係者及び市民の代表者で構成する「鳥栖市障害者福祉計画策定委員会」「鳥栖市障害福祉計画策定委員会」を設置し、協議を重ねていただきます。

(2) 市民アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障害者の日常生活の状況や障害者福祉施策に関する要望、市民の障害者との関わりや障害者福祉に関する意識等を把握し、策定の基礎資料とする目的でアンケート調査を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	①鳥栖市内在住の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を持つ市民 1,000 人
	②鳥栖市内在住の 20 歳以上の市民 1,000 人
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	令和元年 12 月 17 日～令和 2 年 1 月 14 日
回収結果	① 配布数：1,000 件 有効回収数：473 件（有効回収率：47.3%）
	② 配布数：1,000 件 有効回収数：362 件（有効回収率：36.2%）

(3) 障害者団体及び事業者ヒアリング調査の実施

障害者（児）の生活全般にわたる現状と課題、あるいは障害者（児）に関する事業（サービス）の利用上の課題及び今後の施策・サービスに対するニーズを把握するため、関係機関にヒアリング調査を行います。

2) 第5期鳥栖市障害者福祉計画策定の方向性について

【資料4参照】

第4期鳥栖市障害者福祉計画 (R28～R2)と第4次障害者福祉計画 国の計画 (H30～R4)比較

第4期鳥栖市障害者福祉計画 (障害者基本法第11条に基づく)	第4次障害者基本計画 (障害者基本法第11条に基づく)	第5期の計画 に反映させる 項目(予定)
生活支援 ◆	■ 安全・安心な生活環境の整備	○
移動サービスの充実 ◆	■ 情報アクセシビリティの向上及び 意思疎通支援の充実	○
保健・医療 ◆	■ 防災、防犯等の推進	○
生活環境 ◆	■ 差別の解消、権利擁護の推進及び 虐待の防止	○
安全・安心 ◆	■ 自立した生活の支援・意思決定支 援の推進	○
情報アクセシビリティ ◆	■ 保健・医療の推進	○
差別の解消及び権利擁護の推進 ◆	■ 行政等における配慮の充実	○
行政サービス等における配慮 ◆	■ 雇用・就業、経済的自立の支援	○
教育、文化芸術活動、スポーツ等の 振興 ◆	■ 教育の振興	○
雇用・就業、経済的自立の支援 ◆	■ 文化芸術活動・スポーツ等の振興	○
	■ 国際社会での協力・連携の推進	—



◎第4次障害者基本計画における分野別方向を軸に、アンケートやヒアリング等で確認できた鳥栖市の現状をふまえ、計画の内容に反映させていく。(庁内外)

3) 第6期鳥栖市障害福祉計画等策定について

【資料6参照】

- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に即して市町村・都道府県が作成します。

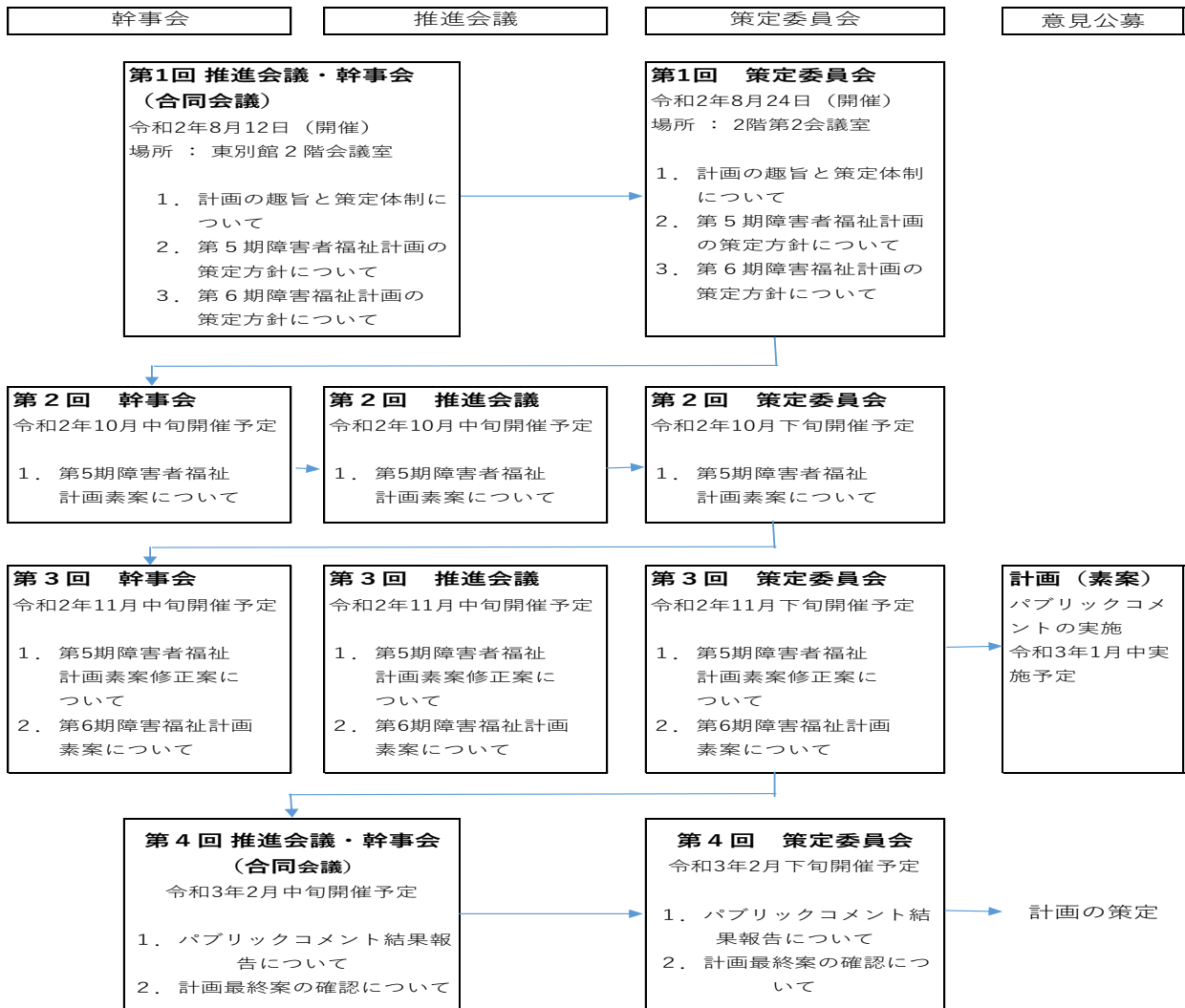
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画が目指す目的
障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

- 市町村の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間における次の事項について定めるものです。
 - ・ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項（成果目標）
 - ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 等

4 第5期鳥栖市障害者福祉計画および第6期鳥栖市障害福祉計画等の策定スケジュール（案）について

	令和2年												令和3年									
	8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
推進会議 及び幹事会		第1回						第2回			第3回											第4回
策定委員会			第1回					第2回			第3回											第4回
その他				事業所および市内 ヒアリング									パブコメ									

第5期障害者福祉計画および第6期障害福祉計画等策定の流れ



※ 議題は、予定のものを記載